

京都市昼間里親規則及び京都市小規模保育規則を廃止する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第146号

京都市昼間里親規則及び京都市小規模保育規則を廃止する規則

京都市昼間里親規則及び京都市小規模保育規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の京都市昼間里親規則及び京都市小規模保育規則（以下「廃止前の規則」という。）の規定により納入しなければならないこととされた保育料であつて、この規則の施行の際未納であるものの徴収については、廃止前の規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)